

別冊

全国児童福祉主管課長会議資料  
(資料編: 総務課虐待防止対策室)

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

総務課虐待防止対策室

## 目 次

(資料1) 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（案）について	1
(資料2) 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（案）について	7
(資料3) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について（案）	11
(資料4) 児童相談所運営指針新旧対照表（案）	15
(資料5) 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表（案）	70
(資料6) 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表（案）	73
(資料7) 児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について（案） （児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン）	75
(資料8) 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（案）	103
(資料9) 子どもを守る地域ネットワーク等の設置状況	110
(資料10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（案）	111

(資料11) 児童虐待防止対策支援事業実施要綱新旧対照表（案）	-----	119
(資料12) 一時保護施設等緊急整備計画の策定について（案）	-----	130
(資料13) 平成20年度要保護児童対策模範事業表彰の実施について（案）	-----	131
(資料14) 平成20年度国が実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等	-----	136
(資料15) 平成20年度児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧	-----	137
(資料16) 平成20年度子どもの虹情報研修センター虐待対応研修一覧	-----	138
(資料17) 都道府県等からの追加質疑に対する回答	-----	140

## 児童虐待の防止等に関する法律施行規則(案)について〔概要〕

### 1 制定の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の施行に伴い、新たに省令を制定するもの。

### 2 概要

#### (1)出頭要求等

児童虐待が行われているおそれがあると認める際の保護者の出頭要求、また、保護者が立入調査の拒否等をした場合の再出頭要求の告知の方法について、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時等必要事項を記載した書面により行うことを規定。

#### (2)面会等の制限

- ① 児童相談所長及び施設入所等の措置が採られている場合における施設の長が面会又は通信の全部又は一部を制限する方法について、制限を行う理由となった事実の内容、保護者の氏名等必要事項を記載した書面により行うことを規定。
- ② 面会又は通信の制限を行った場合又は行わなくなった場合等に児童相談所長がその旨を都道府県知事に通知することを規定。

#### (3)接近禁止命令

- ① 都道府県知事が接近禁止命令を行う場合、その命令期間の算定に当たり、初日を含めて6月を超えない期間とすることを規定。
- ② 接近禁止命令を行った都道府県知事は、その旨を児童相談所長に連絡することを規定。(命令を取り消す場合についても同様。)
- ③ 当該接近禁止命令をする場合の命令書に記載すべき事項として、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要な事項を規定。(命令を取り消す場合についても、同様の事項を記載した書面により行う。)

#### (4)施設入所等の措置の解除

施設入所等の措置が採られている場合、当該措置を解除する際の勘案事項として、児童及び保護者の心身の状況、家庭環境等を規定。

#### (5)都道府県児童福祉審議会等への報告

都道府県知事が都道府県児童福祉審議会等へ報告しなければならない事項として、立入調査、臨検・捜索、一時保護等の実施状況等を規定。

### 3 施行期日

平成20年4月1日

(指定都市の特例)

第八条 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号。以下「令」という。）第一条の規定により地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が児童虐待の防止等に関する事務を処理する場合においては、この省令の規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。

(児童相談所設置市の特例)

第九条 令第二条の規定により児童福祉法第五十四条の四第一項の児童相談所設置市が児童虐待の防止等に関する事務を処理する場合においては、この省令の規定中「都道府県知事」とあるのは、「児童相談所設置市の長」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消したときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。

(施設入所等の措置の解除)

第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている里親（児童福祉法第六条の三に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等（法第九条の六に規定する臨検等をいう。）並びに児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例並びに同法第二十五条の七第一項第三号及び同条第二項第四号の規定による通知に係る措置の実施状況その他必要な事項とする。

けた場合についても、同様とする。

(接近禁止命令)

第三条 都道府県知事が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。

2 都道府県知事は、前項の命令をしたときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。

第四条 法第十二条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項の規定による命令をする理由となつた事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項とする。

(接近禁止命令の取消し)

第五条 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

面により行うものとする。

- 2 前項の規定は、法第九条の二第一項の規定に基づき児童の保護者の出頭を求める場合について準用する。

(面会等の制限)

第二条 児童相談所長及び児童虐待を受けた児童について児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、当該児童虐待を行つた保護者について、法第十二条第一項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 児童相談所長は、法第十二条第一項の規定による制限を行つた場合又は行わなくなつた場合は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。同条第二項の規定に基づき前項に規定する施設の長から通知を受

○厚生労働省令第 号

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第二項（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第四項及び第六項、第十三条並びに第十三条の四の規定に基づき、児童虐待の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣　舛添　要一

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（案）

（出頭要求等）

第一条 都道府県知事は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定に基づき児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の出頭を求めようとするときは、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時及び場所、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、同伴すべき児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書

## 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(案)について[概要]

### 1 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の施行に伴い、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)について、所要の改正を行うもの。

### 2 概要

児童相談所長が未成年後見人の選任の請求をした場合に、その児童について親権を行う者又は未成年後見人があるまでの間、児童相談所長が職名によって親権を行うものとされた。

これに伴い、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときに、養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別、養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業等の事項を具した上で、都道府県知事に許可の申請をすることを規定。

### 3 施行期日

平成20年4月1日

第三十六条の二第一項  
第三十六条の二第二項  
第三十六条の三第二項

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

都道府県知事

指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

に改める。

とするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。

一 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別

二 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業

三 前号の者の家庭の状況

四 縁組を適當とする理由

五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本

六 その他必要と認める事項

2 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が適當であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、且つ、その旨を書面をもつて通知しなければならない。

### 第三章 事業及び施設

第五十条の二の表中

第三十六条の二第二項	都道府県知事
指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	

」を

○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十三条の七第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣　舛添　要一

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（案）

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の三」を「第三十六条の二」に、「第三章 児童福祉施設（第三十六条の四—第三十九条）」を「第三章 事業及び施設（第三十六条の三—第三十九条）」に改める。

第三章の章名を削る。

第三十六条の三を削り、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条及び章名を加える。

第三十六条の二 法第三十三条の七第二項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしよう

(案)

雇児発第  
平成20年月号  
日

各 都道府県知事  
指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が施行されて以降、児童虐待防止に向けた取組は着実に進められてきたが、我が国においては、平成18年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談対応件数は、3万7千件を超えているとともに、把握されているだけで年間50件前後の虐待による死亡事例が発生している。このような痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、今日なお、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。

一方で、平成16年の児童虐待防止法の改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。

先に述べた児童虐待を巡る状況やこの見直し規定を踏まえ、平成19年4月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等のための規定の整備を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号。別添参照。以下「改正法」という。）が国会に提出され、同年5月25日に全会一致で成立した。改正法は同年6月1日に公布され、本年4月1日に施行されることとなっている。

については、下記のとおり、改正法による改正後の児童虐待防止法及び児童福祉法の内容、運用上の留意事項についてご了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

## 第1 児童虐待防止法の一部改正関係

### 1 目的（第1条関係）

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされた。

### 2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

(1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされた。

(2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされた。

(3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

### 3 安全確認義務（第8条関係）

(1) 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされた。

(2) 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

### 4 出頭要求（第8条の2関係）

(1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

(2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

### 5 再出頭要求（第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

### 6 臨検等（第9条の3から第10条の6まで関係）

(1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させができるものとされた。

(2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとされた。

### 7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

(1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づか

ない施設入所等の措置（以下「強制入所等」という。）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

- (2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

- (1) 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、強制入所等の場合において、(1)により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令の違反につき、罰則を設けるものとされた。

9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行つた保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聞くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた。

10 関係機関等相互の情報提供（第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされた。

11 都道府県児童福祉審議会等への報告（第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。

第2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正関係

1 要保護児童対策地域協議会（第25条の2関係）

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとされた。

2 未成年後見人請求の間の親権の代行（第33条の7関係）

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。

3 罰則（第61条の5関係）

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとされた。

### 第3 施行期日（改正法附則第1条関係）

第1及び第2の内容は、平成20年4月1日から施行するものとされた。

### 第4 検討（改正法附則第2条関係）

- 1 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。
- 2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

### 第5 運用上の留意事項

- 1 改正法の施行に伴い、今般「児童相談所運営指針等の改正について」（平成20年○月○日雇児発第○○○号本職通知）をお示ししたところであるので、本通知と併せて、施行に当たって遺漏のないよう留意されたい。
- 2 改正法において、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定等が新たに設けられたことから、児童相談所における保護者への指導・支援に関する基本的事項を定める「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年○月○日雇児総発第○○○号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）をお示ししたので、遺漏のないよう留意されたい。
- 3 また、改正法において、重大な児童虐待事例について、国及び地方公共団体が分析する責務が設けられたことから、今後の地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方、検証の進め方等について、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年○月○日雇児総発第○○○号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）としてお示ししたので、併せて参考とされたい。